



しみんけんしょう  
**市民憲章って  
なんだらう？**

令和8年度



## 市民憲章とは…？

京都市市民憲章は、私たちのまち・京都を美しく豊かにするために、市民の守るべき規範として、昭和31年に市民の皆様の手により制定されました。今日まで、住みよいまちづくりのために大切にしたいみんなの約束ごととして大きな役割を果たしています。市民憲章は全国600以上の都市で制定されていますが、京都市の市民憲章が日本で最初にできた市民憲章とされています。

つまり市民憲章とは

まちをよりよく、もっと好きになるために大切にしたいみんなの約束ごとです。

声に出して読んでみよう！

## 京都市市民憲章

わたくしたち京都市民は、国際文化都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの京都を美しく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここにこの憲章を定めます。この憲章は、わたくしたち市民が、他人に迷惑をかけないという自覚に立って、お互いに反省し、自分の行動を規律しようとするものであります。

わたくしたち京都市民は、

- 1. 美しいまちをきずきましよう。
- 2. 清潔な環境をつくりましよう。
- 3. 良い風習をそだてましよう。
- 4. 文化財の愛護につとめましよう。
- 5. 旅行者をあたたかくむかえましよう。

五箇条と言われる5つの約束ごとで定められているよ。

昭和31年5月3日制定

この市民憲章を日々の暮らしに生かし、より具体的な行動につなげていただくため、毎年「京都市市民憲章推進協議会」で定めた、「推進テーマ」と5つの「実践目標」とともに、身近に取り組むことができる「行動例」を紹介しています。「市民力」、「地域力」などのあらゆる京都の力を合わせて、明るい未来を切りひらき、「京都に住んでいてよかった」と感じる魅力あふれるまちづくりを進めていきましょう。

歌ってみよう！

## 京都市市民憲章の歌

あかるく

波谷 光明 作曲



1. う つ く し い ま ち を き ず き ま し ょ き ず き ま し ょ う
2. せ い け つ な か ん き ょ う を つ く り ま し ょ つ く り ま し ょ う
3. よ い ふ う し ゅ う を そ だ て ま し ょ そ だ て ま し ょ う
4. ぶ ん か ざ い の あ い ご に つ と め ま し ょ つ と め ま し ょ う
5. り ょ こ う し ゃ を あ た た か く む か え ま し ょ む か え ま し ょ う

※当時、別の作曲家によって作曲された市民憲章の歌もあり、学校によって歌っていた市民憲章の歌が違う場合があります。

れいわ ねんどすいしん  
令和8年度推進テーマ

きょうと ひと しぜん れきし ぶんか  
「京都とつながるすべての人と、自然、歴史、文化を  
だれ かがや ゆいいつむ に きょうと つく だ  
はぐくみ、誰もが輝く唯一無二の京都を創り出そう」

1

しぜん びかん ゆた うつく  
自然やまちの美観を守り、みどり豊かな美しいまちにしましょう。

2

ちきゅう みらい まも かんきょう みづか とりくみ  
地球の未来を守るため、環境にやさしい身近な取組から  
じっせん  
実践しましょう。

3

たが そんちよう たよう ひとびと かた だれ じぶん  
互いを尊重し、多様な人々と語らうことで、誰もが自分らしく  
かがや  
輝けるまちをきずきましょう。

4

せかい ほこ きょうと ぶんか でんとう たいせつ まち つた  
世界に誇る京都の文化や伝統を大切に守り伝えましょう。

5

りょこうしゃ こころ ふ あ たいせつ きょうと  
旅行者との心の触れ合いを大切にし、京都ならではの  
「おもてなし」をじっせん  
実践しましょう。

できることから始めよう！

きょう はじ こうどうれい  
今日から始める行動例（できることをチェックしてみよう）

- 自転車等の放置やごみの不法投棄をしない・させない
- ごみの分別の徹底など、ごみ出しのルールを守る
- 資源物回収拠点を利用し、小型家電など資源物の回収・リサイクルに協力する
- 手付かず食品や食べ残しの「食品ロス」をなくす
- クルマの使用を控え、公共交通機関(市バス・地下鉄など)や自転車(シェアサイクル、レンタサイクルを含む)を利用する
- 身近な公園、街路樹、河川などの美化に努める
- 地域の銭湯や喫茶店等を利用し、様々な世代の方々が交流することで、社会参加や孤立・孤独の防止につなげる
- 自転車に乗るときはヘルメット着用に努め、交通ルールやマナーを守り、譲り合って運転する
- 日常生活の中に伝統産業製品を取り入れる

- リチウムイオン電池の過充電を避けるなど、正しく使用するとともに、一般ごみに混ぜ込まないなど、正しく廃棄する
- SNS等は、被害者にも加害者にもならない
- あいさつや道案内を積極的に行うなど、観光客をあたたく迎える
- 京都の文化・習慣を国内外から訪れる人に伝え、市民生活と調和した行動(※)を促す

(※) 観光客の方に促す行動の例

- ・ 人が多い日中ではなく、人が少ない早朝に社寺拝観を行う等、混雑を避けることで、静寂の中、じっくりと京都の魅力に触れてもらう
- ・ ごみの持ち帰りやポイ捨ての禁止に加え、エコバック、マイボトルを持参してもらうことで、環境に配慮した観光を行ってもらう
- ・ 座り込みや食べ歩き、私道への立ち入り制限など、地域のルールやマナーを伝え、守ってもらう

## 市民憲章を実践している方の声



地域の学区内で「見守り隊」の一人として活動しています。週2回、朝8時頃、子どもたちや通勤する方たちに「いってらっしゃい」と声をかけています。始めてから4年がたち、「見守り隊」は私のライフワークの一つになりました。

この場所は、私自身が育ったところで、自分の子どもたちや孫も通学していた地域で愛着があります。そして、何より毎日顔を合わせる子どもたちがかわいくて、右も左も分からなかった小学1年生が、低学年の手を引

く頼もしい高学年になっていく成長や、最初は恥ずかしくて会釈しかできなかった子が「行ってきます！」と元気よく挨拶できるようになってゆく変化。子どもたちと顔を合わせるのは、ほんのわずかな時間ですが、そこにはかけがえのない充実感があります。

また、見守り活動を行っていないときでも、「どこかで見覚えが」と、子どもたちや親御さんから声をかけていただくこともしばしば。これも「見守り隊」がくれた大切なご縁です。これからも地域の皆さんと協力しながら地道に活動を続け、知人や友人、そのご家族が多く暮らすこの地域の安全を見守っていきたくと願っています。

## 【 推進者を表彰しています！ 】

毎年、地域の美化活動や福祉ボランティア、青少年の健全育成など、市民憲章を率先して実行されている方々に対して、表彰が行われています。

## 市民憲章とSDGs

大好きな京都を未来に引き継ぐために、私たちが60年以上に亘って取り組んできた「市民憲章」。そして、「誰ひとり取り残さない」の理念の下、貧困や不平等・格差、気候変動などの課題を解決し、持続可能な社会の実現を目指す「SDGs」。実は、「美しいまちをきずく」「清潔な環境をつくる」等、私たちが常日頃から「市民憲章」を意識し、取り組んできた活動は、「SDGs」と重なります。市民ぐるみで取り組んできた結果、大手新聞社が、ごみの減量など74もの項目を調べた「全国市区・サステナブル度・SDGs先進度調査」では、京都市が上位に選ばれています。（平成30年度1位、令和2年度2位、令和4年度4位、令和6年度2位）



市民憲章をはじめ、推進テーマや実践目標・行動例は、京都市ホームページにも掲載しています。  
<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000179077.html>

京都市市民憲章

検索



京都市市民憲章推進協議会

<事務局> 京都市総合企画局市長公室（広報担当）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

電話:075-222-3094 FAX:075-213-0286



京都市  
CITY OF KYOTO